

表面

第 号	
公益通報者保護法第16条第1項の規定 による立入検査をする職員の身分証明書	
官職及び氏名	
←3センチメートル→	
↑ 4 セ ン チ メ ー ト ル ↓	写真 印 又は 刻印
	年 月 日生 年 月 日交付
	消費者庁長官 印

裏面

公益通報者保護法抜粋

(報告及び検査)

第十六条 内閣総理大臣は、第十一条第一項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定の施行に必要な限度において、事業者に対し、報告をさせ、又はその職員に、事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

3 第一項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(権限の委任)

第十九条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

第二十一条 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格B8とすること。